

而して、之等の任務の大部分は組織部の計画的な活動に依つて、初めて遂げし得らるるものである。

故に本大分は、此處に、組織部の任務を明確にし、活動を全国的に統一する爲、次の如き方法に依るべきことを決意す。

① 大ルカナイサー（組織者）の権限

(1) 全国大ルカナイサー 若干名（本部組織部を構成す）

(2) 地方大ルカナイサー 若干名（地方評議会組織部を構成す）

(3) 組合大ルカナイサー 若干名（組合組織部を構成す）

(4) 工場大ルカナイサー 若干名

② 大ルカナイサーの任命

(1) 全国大ルカナイサー及地方大ルカナイサーは中央常任委員会に於て任命す。

(2) 組合大ルカナイサー及工場大ルカナイサーは組合執行機関に於て任命す。

③ 大ルカナイサー任務の分類

(1) 全国大ルカナイサーの任務

(a) 組織運動の全国的統一を指導

(b) 他の組織体に対する産業的、地方的、全国的合同並に聯合運動とその指導

(2) 地方大ルカナイサーの任務

(a) 本部組織部の方針に基き當該地方の組織運動の統一を指導

(b) 未組織地域及未組織産業に対する組織計画

(c) 本部組織の方針に基き他団体に対する産業的地方的合同並に聯合運動とその指導

(d) 組織の複製及大ルカナイサーの養成

(e) 組合大ルカナイサーの養成

(f) 組合員の維持と訓練

(g) 未組織労働者の組織

(h) 工場内大ルカナイサーの指導

(i) 未組織工場に対する組織運動とその指導

(j) 産業的統一運動

(k) 組合内の産業別整理

(l) 各地の同一産業団体に對する聯合及合同運動

(m) 組織の複製及工場大ルカナイサーの養成

(n) 工場大ルカナイサーの任務